

証券税制 Q &

教えて!

小谷野先生



相続・贈与編

Q 父は上場会社に勤務しており、同社のストックオプションの付与を受けておりましたが、権利行使可能期間内において、権利行使しませんでした。父が亡くなった後、相続が発生しましたが、当該ストックオプションの評価はどのように行うのでしょうか。

(評価対象となるストックオプションの主な内容)

- ・付与数 1000個(1個当たり20株)
- ・権利行使価額 1株につき3000円
- ・相続時における対象株式の価額 20000円

A 質問のケースのように、ストックオプションの目的たる株式が上場株式であり、かつ、課税時期(相続時)が権利行使可能期間内にあるストックオプションの場合には、課税時期におけるその株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、ストックオプション1個の行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額(その金額がマイナスのときは、ゼロとする)によって評価することとされています。

ストックオプションの評価

$$\text{ストックオプションの価額} = \left(\text{課税時期におけるその株式の価額} - \text{権利行使価額} \right) \times \text{ストックオプションの取得可能株式数}$$

算定します。上場株式の評価は次の①から④までの価額のうち最も低い価額により行います。

- ①課税時期の終値
- ②課税時期の属する月の終値の月平均
- ③課税時期の属する月の前月の終値の月平均
- ④課税時期の属する月の前々月の終値の月平均

したがって、ご質問のケースでは、「2000円-3000円=-1000円」に付与されたストックオプション1個の行使により取得することができる株式数を乗じた金額が1個当たりのストックオプションの評価額となります。

付与されたストックオプションが100個であれば、

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

り、1個につき20株の株式を取得できるため、ストックオプションの評価額は「17000円×100個×20株」=3400000円となり、000000円」となります。

なお、評価がマイナスとなる場合には、その評価額は0となります。

Q 相続財産の中に上場会社株式がありました。これは生前に税制適格ストックオプションを行使して取得したものでしょうか。このような株式を相続したときに留意すべきことはありますか。

A いわゆる税制適格ストックオプションを行使して取得した株式については、権利行使時に非課税の適用を受けるために、付与時の取り決めに従って金融商品取引業者等の振替口座簿に記載等又は金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしていることが一般的です。このような株式の全部又は一部の返還又は移転があった場合には、原則として返還や移転等があった時の時価で譲渡されたものとみなされます。その場合、取得価額と譲渡価額の差額はみなし譲渡益課税の対象となります。一方で、ご注意ください。

となり、所得税・住民税合わせて20%の税率で課税されることとなります。

ご質問のように振替口座簿への記載等又は保管の委託等をしていない株式を相続した場合において、引き続き振替口座簿への記載等又は保管の委託等を継続する場合にはみなし譲渡益課税の対象とはなりません。他の金融商品取引業者の口座に移管した場合など、保管の委託等の終了や解約等による返還等があった場合にはみなし譲渡益課税の対象となり、思わぬ課税が生じることとなりますので、ご注意ください。